



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年1月28日(火) 第9769号

目次

ページ

告示

- 保安林の指定施業要件の変更(森林保全課) 2
- 同 3
- 同 3
- 土地収用法の規定による事業認定(監理課) 4
- 道路の区域変更(道路管理課) 6
- 道路の供用開始(同) 7

公告

- 都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る縦覧(都市計画課) 7
- 都市計画高度利用地区の変更に係る縦覧(同) 7

入札公告

- 一般競争入札の実施(下水道総合事務所) 8

■ 告 示

◎群馬県告示第9号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高崎市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高崎市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高崎市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
高崎市(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第10号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡みなかみ町(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡みなかみ町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第11号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡川場村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡川場村 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡川場村 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第12号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和2年1月28日

群馬県知事 山本 一太

- 1 起業者の名称 みどり市
- 2 事業の種類 笠懸小学校の分離新設校等整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 みどり市笠懸町鹿地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 みどり市教育部教育総務課(みどり市役所教育庁舎1階)
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業(以下「本件事業」という。)は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、みどり市が、県内随一の大規模校であるみどり市立笠懸小学校を分離して新たな小学校1校を

建設し、笠懸地区内に小学校4校を設置することで、児童の学習にとってよりよい教育環境の整備と、教育の質の更なる充実を目的として、学校の適正規模及び適正配置を推進する事業であり、法第3条第21号に掲げる「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のための施設」に該当する。また、学童保育所については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うための施設として、同条第23号に掲げる「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成29年3月に本件事業の実施を決定し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

みどり市は、小規模化が進んだ学校と大規模状態が継続している学校が混在していることから平成22年1月に「みどり市立小学校の学校規模の適正化に向けた基本方針」を策定し、この方針に基づき大間々地区の小規模校では統廃合を行う等市内小学校の学校規模の適正化を図りながら、教育環境の整備を推進してきた。一方で、県内随一の大規模校である笠懸小学校は、これまで児童数急増に対応するため、昭和51年に笠懸東小学校を、昭和53年に笠懸北小学校を分離新設したが、依然として大規模な状態が続いている。

そのため、学校の施設利用の面では、児童数が多いことから教室数が不足し、また、特別教室・体育館・プール・校庭等では、使用する時間や範囲、回数等が制限される等の課題を抱えている。これまでに特別教室を普通教室に転用する方策や、プレハブ教室を増築する等の方策を取ってきたが、敷地にも限界があり、これ以上の増設は物理的に困難な状況にある。さらに、普通教室については、空き教室等の余裕がないため、学習集団を分ける少人数指導を行うことが物理的に難しく、個に応じたきめ細かい指導は、ティームティーチングに頼らざるを得ない状況にある。そのほかに学校区が広いことから、児童の中には、自宅から学校までの登下校に徒歩で1時間近くかかるといったことや体育館での入学式や卒業式において最上学年のスペースしか確保することができず、他の小学校に比べると儀式的行事で学べる機会が少ないこと等も課題として挙げられる。

本件事業は、このような状況を改善するため、学校施設の増設、学区の再編、分離新設の3つの視点から検討し、総合的に判断した結果、笠懸地区全体の学校設置バランスを考慮し、笠懸小学校を分離新設して笠懸地区の小学校を4校にすることで学校規模の適正化を図るものである。また、学童保育所は、保護者が仕事等の理由により、学校終了後に留守家庭となっている児童を預かり、指導員が子供たちの生活を守り、成長を支援していくものである。新設校完成後は、笠懸小学校の大規模校が解消されることによる両校の教育環境の改善、また現在の笠懸小学校における一部の遠距離通学の解消、笠懸地区内4小学校については、笠懸小学校の建て替えを考慮した将来的にバランスのよい学校設置が図られるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項及び群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号)第2条第4項に規定する対象事業ではないが、生活環境に関しては、工事期間中は低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して周辺環境への影響を抑制することとしている。

なお、希少な野生動植物への影響については起業地周辺には絶滅危惧種の野生生物の生息及び生育情報が

あるが、起業者は、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、関係機関と協議し、適切な措置を講ずるとしている。また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本体事業は、「みどり市立小学校の学校規模の適正化に向けた基本方針」（平成22年1月策定）、「みどり新設小学校基本計画」（平成31年4月策定）及び「第2次みどり市総合計画」（平成30年8月策定）に則するものであると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地利用状況等を考慮して選定した4案を比較検討して、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたように、みどり市の笠懸小学校は大規模状態が継続し、施設規模が十分でないため、早期の対応が必要である。

また、平成28年に笠懸小学校地区代表者会議から小学校の分離新設についての要望書が出されていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

◎群馬県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル

県道	赤城山敷島停車場線	渋川市赤城町深山字中棚457番の2地先から同市同字川久保356番の18地先まで	前	7. 1～10. 3	45. 1
			後	8. 0～10. 7	45. 1

◎群馬県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	赤城山敷島停車場線	渋川市赤城町深山字中棚457番の2地先から同市同字川久保356番の18地先まで	令和2年1月28日

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、太田都市計画第一種市街地再開発事業の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年1月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画の決定年月日 令和2年1月10日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部まちづくり推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画高度利用地区の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年1月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画高度利用地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年1月10日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部まちづくり推進課

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年1月28日

群馬県下水道総合事務所長 木村正明

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

番号	購入物品	購入予定数量	納入場所
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その1）	200 t	県央水質浄化センター 重力濃縮棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その2）	100 t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	110 t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内

(2) 購入物品の特質等 詳細は、各仕様書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 納入期間 令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで

(5) 納入方法 詳細は、各仕様書による。

(6) 入札方法 上記(1)①から③までの物品をそれぞれ入札に付する。入札書には、1kg当たりの単価を記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、本件入札公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年2月7日(金)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月26日(水)午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく

指名停止を受けていない者であること。

(6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

(7) 当該調達物品若しくはこれと同等品について、平成26年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社又は公団に限る。）に納入した実績を有する者又は年間を通じて安定供給が行える体制を確保できる者であること。ただし、いずれの場合にも、同等品の場合は、仕様書の品質・規格等を満たし、下水汚泥への消臭剤として良好に使用された実績を有する製品であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 吉野） 電話0270-65-7557

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和2年1月28日（火）から同年2月26日（水）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和2年3月4日（水）までに通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和2年2月26日（水）午後4時（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参（郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入（単価契約）入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。）

ウ 提出部数 1部

(5) 入札及び開札の日時

番号	購入物品	日時
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その1）	令和2年3月12日（木）午後1時30分
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その2）	令和2年3月12日（木）午後2時00分
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	令和2年3月12日（木）午後2時30分

(6) 入札及び開札の場所 群馬県下水道総合事務所3階視聴覚室（郵送による場合は、書留郵便とし、令和2年3月11日（水）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、

二重封筒の表封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入(単価契約) 入札書在中」と朱書きすること。))

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和2年2月26日(水)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、落札者の決定は、各物品ごとに行う。
 なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) 契約の確定 本件入札公告に係る契約は、令和2年度歳入歳出予算が令和2年3月31日までに群馬県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させるものであり、可決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Kimura, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government
- (2) Bidding details are as follows:

	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
①	Deodorizing chemical(Charging type No.1)	200t/year	1:30 p.m. March 12, 2020
②	Deodorizing chemical(Charging type No.2)	100t/year	2:00 p.m. March 12, 2020
③	Deodorizing chemical(Diffusing type)	110t/year	2:30 p.m. March 12, 2020

- (3) Term of Contract: From April 1, 2020 to March 31, 2021
- (4) Delivery place: Kenou Water Purification Center
- (5) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: February 26, 2020 at 4:00 p.m.
- (6) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
